

# 敦賀市行財政改革プラン 実施計画

(第6次敦賀市行政改革大綱実施計画)

(項目別一覧)



平成29年3月

実施事業一覧表

基本方針	基本項目	取組課題	No.	実施事業	担当課	頁	
I 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進	のジ財1 推メ産 進シマ公 トネ有	① マネジメント体制整備	1	公共施設等総合管理計画の推進	契約管理課	1	
			2	公有財産マネジメント組織体制の構築	総務課	2	
	2 個別施設ごとの検討	① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討	3	元粟野公民館の今後の方向性	契約管理課	3	
			4	男女共同参画センターの機能移転と旧施設の方向性決定	市民協働課	4	
			5	保育園等児童対象施設の適正配置の検討	児童家庭課	5	
			6	国保診療所の在り方の検討	国保年金課	6	
			7	既存市営住宅の管理戸数の削減	住宅政策課	7	
			8	小中一貫校設置後の統廃合校舎の利活用	教育総務課	8	
			9	休校（西浦小中・常宮小）校舎の今後の方向性	教育総務課	9	
			10	西公民館の在り方の検討	生涯学習課	10	
			11	旧松原公民館の跡地の活用検討	生涯学習課	11	
			12	屋内スポーツ施設の今後の在り方の検討	スポーツ振興課 総合運動公園	12	
			② 施設の在り方等の検討	13	衛生処理場延命化計画の策定	衛生処理場	13
				14	市立やまびこ園の施設譲渡	地域福祉課	14
	15	きらめきみなと館の在り方の検討		商工貿易振興課	15		
	16	公園の利活用の推進・統廃合の検討		都市政策課	16		
	17	少年自然の家の今後の方向性		生涯学習課	17		
II 財政の健全性の維持	1 歳出の適正化	① 予算執行の見直し	18	補助金の見直し	財政課	18	
			19	職員互助会への公費負担の見直し	総務課	19	
			20	超過勤務の削減	総務課	20	
			21	特殊勤務手当の見直し	総務課	21	
	2 歳入の確保	① 税の公平性の確保	22	市民税の未申告調査の強化	税務課	22	
			23	滞納者への行政サービスの制限	債権管理課	23	
		② 受益と負担の適正化	24	施設使用料等の見直し	総務課 契約管理課	24	
			25	市有財産使用・貸付料の見直し	総務課 契約管理課	25	
			26	国民健康保険税の税率・税額の改定	国保年金課	26	
			27	道路照明灯LED化に伴う受益者負担	道路河川課	27	
			③ 新たな財源の確保	28	広告収入による財源確保等の検討	契約管理課	28
	29	市有財産の貸付・売却等の推進		契約管理課	29		
			30	クラウドファンディングの導入検討	財政課	30	

実施事業一覧表

基本方針	基本項目	取組課題	No.	実施事業	担当課	頁
Ⅲ 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築	成価正1 のの化 推確・職 進立能員 、力定 人実員 材績の 育評適	① 組織体制の整備	31	職員の定員管理の実施	総務課	31
			32	人事考課結果の処遇反映	総務課	32
		② 研修の充実	33	行政課題に対応した職員研修の充実	総務課	33
			34	情報セキュリティ教育の実施	情報管理課	34
	2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化	① 事業執行・施設管理方法等の検討	35	上下水道窓口業務等の包括的委託	上下水道サービス課	35
			36	市営住宅管理業務の民間委託	住宅政策課	36
			37	畜犬登録等業務の全面委託	環境廃棄物対策課	37
			38	環境マネジメントシステムの強化	環境廃棄物対策課	38
			39	一般廃棄物臨時収集手数料徴収業務の全面委託	清掃センター	39
			40	衛生処理場管理運営の見直し	衛生処理場	40
			41	駅前駐車場・駐輪場への指定管理者制度の導入	生活安全課 都市政策課 新幹線整備課	41
			42	休日急患センターの在り方検討	健康推進課	42
		② 業務効率化等の推進	43	部内応援体制の運用促進	総務課	43
			44	事務決裁規程の見直し	総務課 財政課	44
			45	予算計上方法等の検討	財政課	45
			46	公用車集中管理の拡大	契約管理課	46
			47	催告書等文書発送業務の集約化	債権管理課	47
			48	支払い事務の効率化	会計課	48
		③ システム化等による業務量の削減	49	庶務事務システムの導入	総務課	49
			50	税基幹システムの刷新	税務課	50
			51	業務システムの最適化	情報管理課	51
		3 市民本位の視点に立った行政運営の推進	① 市民協働・参画の推進	52	男女共同参画における市民参画の推進	市民協働課
	53			民間による市民活動支援組織の育成	市民協働課	53
	54			公園・緑地等における自主管理協定制度の導入	都市政策課	54
	② 市民の利便性の向上		55	新庁舎建設時における総合窓口の検討	契約管理課	55
			56	児童クラブ再編の検討	児童家庭課	56
			57	コミュニティバス運行ルート等の見直し	生活安全課 観光振興課	57
	③ 市民への情報発信の充実		58	ホームページの充実	情報管理課	58
			59	広報活動の充実	秘書広報課	59
			60	図書館の在り方検討	図書館	60
			61	館蔵資料データベース公開の促進と改善	博物館	61

# 公共施設等総合管理計画の推進

**基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進

1 公有財産マネジメントの推進

① マネジメントの体制整備

**取組の背景** 敦賀市の保有する公共施設及びインフラは、過去の人口増加にあわせて整備してきたものが一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化への対策が急務

・人口減少や人口構造の変化による行政サービスの量的、質的な見直しが必要である。

**現状**

公共施設 175施設：40.3万㎡

ピーク①昭和49（1974）年度から昭和58（1983）年度までの10年間に整備した施設→36.1%

⇒ 今後10年以内に建替時期が集中

ピーク②平成2（1990）年度から平成11（1999）年度までの10年間に整備した施設→21.6%

⇒ 今後20年以内に改修時期が到来

**取組の概要** 平成28年度に策定した敦賀市公共施設等総合管理計画の進捗管理等を行うあわせて整備する固定資産台帳の更新を行う

- ・公共施設等総合管理計画の基本理念・取組方針及び施設類型ごとの方向性に従い予防的修繕による長寿命化、除却や機能複合化による使用床面積の縮減などの進捗管理を行う。
- ・毎年度固定資産台帳の更新作業を行う。

**年度別実施計画**

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
計画の進捗管理			
固定資産台帳の更新			

# 公有財産マネジメント組織体制の構築

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 1 公有財産マネジメントの推進
    - ① マネジメントの組織体制

**取組の背景** 敦賀市の現状では、財産管理を主管する専門部署は存在しない  
公共施設等総合管理計画の目標達成のため総括的な進捗管理を行う部署が必要

- ・現状は行政財産を各担当課、普通財産は契約管理課が管理等を行っている。
- ・今後施設の転用等を促進するためには総括的な総合調整が必要になってくる。

**取組の概要** 公有財産マネジメントを所管する組織体制の構築を行う

- ・平成31年4月の異動に向けた専門部署創設に向けた検討を行う。
- ・現状の組織の中でも可能な組織体制の検討を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人事異動における検討	創設に向けた検討	専門部署の創設	検証

# 元栗野公民館の今後の方向性

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 普通財産として管理している元栗野公民館施設を公益社団法人シルバー人材センターに無償で貸し付けているが、老朽化が著しい

- ・旧耐震基準の建物であり、安全性が確保されていない。
- ・市の施設として今後使用する予定はない。(大規模改修の予定はない。)

**取組の概要** 現使用者の意思を確認しながら建物の解体、土地の売払いを行う

- ・現使用者の公益社団法人シルバー人材センターに対し、今後の意思確認と建物明け渡しを求める。
- ・明渡後に建物解体、土地売り払いの検討を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
使用者の意思確認	建物解体	土地売払い検討	土地売払い

# 男女共同参画センターの機能移転と旧施設の方向性決定

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 男女共同参画センターは昭和48年3月竣工のため老朽化が著しい  
平成12年度に実施した耐震診断では地震の振動による倒壊等の危険性が指摘された

- ・耐震補強工事には多額の費用が見込まれる。
- ・施設利用者の安全確保、既存公共施設との集約化に伴う管理コストの削減

**取組の概要** 移転先候補を南公民館3階とし、関係機関等と十分協議し移転作業をすすめる  
移転後の旧施設の方向性について検討・決定する

- ・現施設の利用者（定期利用団体、市民活動団体等）について、他既存公共施設（公民館等）を含めた活動拠点の円滑な移転を支援する。
- ・移転後の旧施設の方向性について、立地場所等十分勘案し、有効な対策を検討・決定する。（施設の解体・除却、土地売却、新たな利活用等）

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
移転先決定	移転業務完了	旧施設の方向性検討・決定	旧施設の方向性決定

# 保育園等児童対象施設の適正配置の検討

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後 10 年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 保育園は施設の老朽化に加え保育士不足等が見込まれるため、利用人口の地域的推移やバランスを見ながら保育施設等の新築移転や統廃合等の検討が必要

- ・現在 11 園ある公立保育園は昭和 50 年代に建築されているものが多く、平成 39 年度以降に順次耐用年数を迎える。
- ・児童数は減少傾向にあるが 3 歳未満児の入園希望者は増加傾向にある。
- ・建設時の想定と現在の入園児の年齢の想定が異なっており、設備が使いにくい状況にある。
- ・ほぼ全ての園で定員を超える保育を行っており、希望園に入園できないケースがある。

**取組の概要** 各保育園が耐用年数を迎える前に新築移転等ができるよう再編計画案の作成を行う

- ・現施設の利用者数・出生数等の推移から現状分析・将来予測等を行う。
- ・第 2 次子ども・子育て支援事業計画（平成 32 年～36 年度）策定のためのニーズ調査等を平成 30 年度に行う予定であり、結果を踏まえ再編計画を検討する。

## 年度別実施計画

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
現状分析		再編計画検討	再編計画案作成	外部評価等
将来予測				



# 国保診療所の在り方の検討

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 4施設のいずれも開所から30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる診療所の利用者（患者）数が減少している

- ・国保診療所は、へき地、医療機関不足地域における受診の機会均等と医療の確保のため設置されている。
- ・施設老朽化により今後高額な修繕費用の発生が見込まれる。

**取組の概要** 市国民健康保険運営協議会等において、診療所の在り方についての検討を行う

- ・診療所の利用状況や運営の財源である一般会計からの繰入金を増加等を踏まえ、将来的な診療所の廃止・縮小を含めた施設の在り方を検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
現状維持	現状維持	施設の在り方検討開始	検討継続

# 既存市営住宅の管理戸数の削減

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 敦賀市公営住宅等長寿命化計画において策定した必要管理戸数に対し、現時点での管理戸数が大幅に上回っている

- ・ 少子高齢化や人口減少の時代を迎える中、敦賀市公営住宅等長寿命化計画において必要な市営住宅管理戸数の見直しを行った。
- ・ 建設年度の古い住棟については、外壁や屋上、設備の劣化が著しく、老朽化による周辺の住環境の景観に影響を及ぼす懸念がある。

**取組の概要** 敦賀市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、市営住宅の用途廃止による管理戸数の削減を行う

- ・ 管理戸数削減に向けた市営住宅の用途廃止のため、入居者に対して移転交渉を行う。
- ・ 移転先の受け皿とする住棟の延命化のため、既存市営住宅の改修工事を行う。
- ・ 今後の社会情勢や経済状況を見据え、定期的に必要管理戸数の見直しを行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
移転 住宅解体 住戸内改善	移転 住宅解体 住戸内改善	移転 住宅解体 住戸内改善	移転 住宅解体 リニューアル 住戸内改善

# 小中一貫校設置後の統廃合校舎の利活用

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 小中一貫教育の開始により統廃合校舎の利活用検討が必要


- ・現在、敦賀北小学校、赤崎小学校、咸新小学校と角鹿中学校を統合した小中一貫校の設置に向け、角鹿中学校区統合検討委員会において検討している。
- ・統廃合後は3校の廃校が見込まれるため、利活用の検討が必要。

**取組の概要** 統廃合校舎利活用についての方向性の決定を行う

- ・角鹿中学校区の小中一貫校設置後の旧校舎の利活用について検討し、方向性を決定する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
現状分析 将来予測	方向性検討		方向性決定



# 休校（西浦小中・常宮小）校舎の今後の方向性

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

## 取組の背景 休校校舎の利活用検討が必要


- ・西浦中は平成26年度から、西浦小、常宮小は平成27年度から休校措置がとられ、中学生は松陵中へ、小学生は松原小へ通学している。
- ・両校とも校舎の一部に、放射線防護対策施設を設置し、原子力災害避難所となっている。
- ・常宮小学校においては、施設の今後の利活用の方針について、地元区民が委員となった休校校舎利活用検討委員会を設置した。

## 取組の概要 休校校舎利活用についての方向性の決定を行う

- ・休校校舎の利活用について検討し、方向性を決定する。

### 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
現状分析 将来予測	方向性検討		方向性決定



# 西公民館の在り方の検討

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討


**取組の背景** 西公民館は昭和55年に中央公民館として建設された建物を利用しているが、近い将来に更新時期を迎える

- ・平成15年7月から西公民館として使用するため一部改装を行ったが、構造等に関しては変更していない。
- ・借地に建てられているため毎年借地料が発生している。
- ・10年間の借地契約を行っているが借地料が高止まりしており、財政負担が重い。
- ・平成30年度に借地契約の満了を迎え、建設から40年を超えることになる。
- ・住宅地の中に駐車場があるため、夜間の公民館利用者の騒音等に対する苦情が多い。

**取組の概要** 移転も含めた建替えの検討を行う

- ・移転候補地、建替え時期等の検討

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
建物の現状等の分析	今後の在り方の検討	 <p>(借地契約の更新)</p>	

# 旧松原公民館の跡地の活用検討

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後10年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 旧松原公民館は武田耕雲斎の墓と松島交番に挟まれた場所にある

- ・松原公民館を新築移転した際、旧公民館建物の利活用を検討したが、耐震性等の問題から解体が妥当であるとの判断となった。
- ・武田耕雲斎の墓が旧松原公民館に隣接しており、水戸烈士遺徳顕彰会が清掃等の維持管理を行っている。（一定数の観光客が訪れる観光地となっている。）

**取組の概要** 旧松原公民館建物の解体を行い、跡地の活用検討を行う

- ・旧松原公民館建物解体後の周囲の環境等の状況を勘案し、跡地の活用を検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
旧松原公民館の解体			
跡地の活用検討	□ □	→	

# 屋内スポーツ施設の今後の在り方の検討

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ① 今後 10 年以内に方向性を示す必要がある施設の検討

**取組の背景** 屋内スポーツ施設の整備・運営において、利用者の安全確保や災害時の避難・救護の拠点機能、集約・複合化などの施設の持続可能性を高める必要がある

スポーツ振興課・総合運動公園所管

- ・ 体育館 6 施設
- ・ 武道館 1 施設

平成 27 年度 施設利用人数

- |              |          |             |          |
|--------------|----------|-------------|----------|
| ・ 市立体育館      | 36,326 人 | ・ 中郷体育館     | 39,232 人 |
| ・ 東浦体育館      | 3,654 人  | ・ 武道館       | 16,280 人 |
| ・ 栗野スポーツセンター | 24,794 人 | ・ 総合運動公園体育館 | 44,096 人 |
| ・ 金山体育館      | 6,698 人  |             |          |

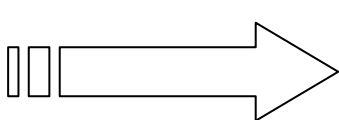
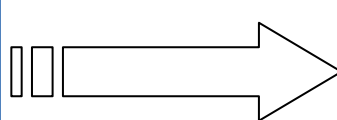
**取組の概要** 屋内スポーツ施設の今後の在り方を整理し、関係機関・団体・住民との合意形成を図る

・ 長期的な人口減少など地域社会の動向を見据えつつ、屋内スポーツ施設の今後の在り方を整理し、スポーツ施設の最適化を図ることにより、効率的・効果的なサービス提供に向けた運営・維持管理を行う。

《実施計画期間中の検討事項》

- (1) 財政状況と財源確保
- (2) 利用者数及び年齢構成
- (3) 施設の高経年化による維持更新費用
- (4) 施設の集約化及び複合化による統廃合

## 年度別実施計画

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
情報収集 各関係機関協議		協議結果による詳細検討	

# 衛生処理場延命化計画の策定

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ② 施設の在り方等の検討

**取組の背景** 今後老朽化が進むことで重大な故障が発生する危険性が高まる

- ・耐用年数を超えた機器を故障してから修繕しているが、修繕費が莫大な費用となっている。
- ・機器の延命化を図ることによりコスト縮減を行う。

**取組の概要** 改修事業費の平準化に配慮した延命化計画の策定

- ・全体計画の見直し（今後必要となる設備能力の決定）
- ・故障及び整備履歴の整理（老朽化の程度の予測、更新順位の決定）

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
延命化計画策定	修繕・更新工事		
処理設備の調査 ・診断	□ □		



# 市立やまびこ園の施設譲渡

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ② 施設の在り方等の検討

**取組の背景** 市立やまびこ園は指定管理者制度の創設当初から敦賀市社会福祉事業団が管理運営を行っており、安定した管理運営のノウハウを蓄積している

- ・市立やまびこ園は障害者福祉施設であり、運営主体の変更によるサービスの低下等は避けなければならないが、指定管理者制度の元では他法人の参入を排除できない。
- ・施設入所者の高齢化・重度化及び施設自体の老朽化により大規模改修が必要。
- ・現在は平成28年4月1日から平成33年3月31日まで指定管理者制度による管理運営期間中。

**取組の概要** 指定管理者制度をとりやめ、施設を敦賀市社会福祉事業団に譲渡し、施設運営の安定を図る

- ・今回の指定管理期間満了（平成32年度中）までの間に、現指定管理者である敦賀市社会福祉事業団との間で施設譲渡についての検討・協議を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
検討及び協議	□ □	→	

# きらめきみなと館の在り方の検討

**基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進

2 個別施設ごとの検討

② 施設の在り方等の検討

**取組の背景** 貸館等の施設機能の一部は市民文化センター、プラザ萬象等の他施設においても代替可能

- ・平成11年の建築から約17年が経過し、施設の老朽化等による修繕費用も増加傾向にある。
- ・直営で運営していた平成19年度と比較すると指定管理者制度の導入により運営経費は削減されている。
- ・指定管理者の経営努力により平成27年度決算において黒字に転じた。
- ・現在は平成25年4月1日から平成30年3月31日まで指定管理者制度による管理運営期間中。

**取組の概要** 類似施設との役割分担等を考慮しながらきらめきみなと館の最も効率的・効果的な在り方を検討し、その方向性を示す

- ・平成28年よりきらめきみなと館が広域物流拠点施設として福井県から指定されたため、施設の在り方の検討には県との協議も必要。

※広域物流拠点施設とは嶺北や県外（敦賀市以外）で大規模災害が発生した際に、被災地への支援物資を一時的に搬入、保管、配分するための施設であり、一時的に支援物資を集積したきらめきみなと館から、必要な物資を必要としている場所へ送ることになる。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
検討 指定管理者選定 福井県・指定管理者との協議			方向性決定

# 公園の利活用の推進・統廃合の検討

**基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進  
 2 個別施設ごとの検討  
 ② 施設の在り方等の検討

**取組の背景** 都市公園管理数 40 箇所のうち 31 箇所が小規模公園（5000㎡未満）

**都市公園管理数**

- |             |              |         |
|-------------|--------------|---------|
| ・ 運動公園 1 箇所 | ・ 街区公園 31 箇所 |         |
| ・ 総合公園 2 箇所 | ・ 広場公園 2 箇所  |         |
| ・ 近隣公園 3 箇所 | ・ 都市緑地 1 箇所  | 計 40 箇所 |

**取組の概要** 利用率の低い公園を単に統廃合するのではなく、民間との連携を図り、より一層、柔軟に使いこなす

- ・ イベント等を開催し、公園の良さや魅力をホームページや公園ガイド、テレビ番組等を使ってPRする。
- ・ 利用制限の緩和等を検討し、近隣施設との連携を図り魅力ある施設の導入を行う。
- ・ 公園用途以外の利用が見込まれる場合は、用途廃止又は統廃合による配置の再編を検討する。

**年度別実施計画**

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
公園の良さや魅力のPR	イベント等の開催 近隣施設との連携	近隣施設との連携 魅力ある施設の導入検討	魅力ある施設の導入 統廃合の検討

# 少年自然の家の今後の方向性

- 基本方針 I** 人口減少予測を踏まえた公有財産マネジメントの推進
- 2 個別施設ごとの検討
- ② 施設の在り方等の検討

**取組の背景** 昭和54年建設であり、冷暖房設備や浴室の老朽化が著しく、研修室への雨漏りもあり老朽化が目立つ

- ・平成11年に一部をリニューアルした際、200名から120名への定員変更（2段ベッドの撤去等）を行ったため市内中学校の一部では学年全体で利用できなくなった。（多人数での利用が制限されるようになった。）
- ・年間を通して利用時期にバラツキがあるため3食を委託する食堂事業者が限られている。
- ・野坂いこいの森の一部として一体的に活用されているが、野坂山の中腹に位置するため積雪時には利用が限られ、職員の通勤にも支障が出る。
- ・年間利用者は約7,000人であるが、学校休業期間中の利用率は非常に高い。（平成19～20年度は年間1万人を超える利用があり潜在能力は高い。）
- ・人口7万人程度の都市に整備されている自然の家は珍しいが、利用者からは研修の場として重要であるとの声がある。

**取組の概要** 在り方の検討を行い、移転の検討を行う

- ・自然の家としての機能の在り方を検討しながら、市全体の今後の公共施設の再配置等の状況を見極め、自然に恵まれた使用されなくなった公共施設等への移転を軸に適地を検討する。
  - ・移転先は厨房・食堂・研修室・工作室・宿泊室・浴室・体育館の設備に加えグラウンドもあった方が望ましいため、必然的に学校跡地が有力候補となる。
- （現在廃校・休校の施設に加え小中一貫教育の導入に伴う統廃合校等）

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
在り方の検討			在り方と適地の検討

# 補助金の見直し

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持

1 歳出の適正化

① 予算執行等の見直し

**取組の背景** 運営費補助金の金額が例年同額となる団体が多く、補助金の長期化・常態化による既得権益化がみられる

- ・社会状況の変化に応じて、公益上の必要性や行政運営への有効性が変化していることなどから定期的な見直し及びチェックが必要。
- ・補助金の件数が多く、事務の負担となっている。

(参考) 平成27年度予算


事業費補助金 108件 273,522千円、運営費補助金 44件 234,100千円  
 建設費補助金 9件 57,145千円 計 161件 564,767千円

**取組の概要** 補助金の在り方を検討し、補助基準を設ける等の見直しを実施する

(見直し案)

- ・団体運営費補助から事業費補助への転換
- ・補助対象経費の明確化
- ・補助事業の終期設定（国、県補助の終了と同期）
- ・定期的なチェック体制の確立
- ・市民への積極的な情報公開
- ・クラウドファンディング等の導入による補助事業の自主運営化促進 等

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
見直し基準等の検討 基準策定	見直し実施	定期チェック 公表 	

# 職員互助会への公費負担の見直し

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持

1 歳出の適正化

① 予算執行等の見直し

**取組の背景** 総務省から「地方公共団体における福利厚生事業については、点検・見直しを行い、適正に事業を執行すること」との指針が示されている

- ・従来は職員の給与総額に対する定率（1000分の0.8）で負担していた職員互助会への公費負担について、平成29年度当初予算より職員の健康管理等に必要と認められる事業に対する補助金として予算計上するように改めた。
- ・職員互助会への公費負担は県内9市のうち5市が廃止している。（職員の健康管理等に関する事業は一般会計から直接支出している。）

**取組の概要** 職員互助会の一般的な事業は職員の会費のみで運営する

- ・従来職員互助会が行ってきた職員の健康管理等に関する事業（地方公務員法に規定する事業者として行うべき職員への福利厚生事業）については、一般会計から直接支出することを検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
内部検討	見直し実施 □ □		

# 超過勤務の削減

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 1 歳出の適正化
    - ① 予算執行等の見直し

**取組の背景** 庁内電子掲示板等でノー残業デーの徹底等について周知しているが、十分に浸透していない

- ・ 超過勤務支給実績（公表資料「敦賀市の給与・定員管理等について」より抜粋）
 

平成26年度決算	399, 888千円	支給職員1人当たり平均	602千円
平成25年度決算	395, 605千円	支給職員1人当たり平均	630千円
平成24年度決算	339, 702千円	支給職員1人当たり平均	523千円
平成23年度決算	349, 901千円	支給職員1人当たり平均	518千円

**取組の概要** 長時間労働を抑制し、職員の心身の健康を保つため超過勤務に対する意識改革を行う

- ・ 定時退庁を促すパソコン端末への画像配信のほか、館内放送を行う。
- ・ 職員の超過勤務時間が月60時間を超えた場合には所属部長に報告するとともに、事務の割り振りの再検討を行うなど超過勤務削減計画の提出を求める。
- ・ 庶務事務システムの導入と併せ、ノー残業デーの徹底をはじめ、超過勤務命令の厳格化を図り、超過勤務に対する意識改革を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
一部実施 内部検討	実施  □ □		

# 特殊勤務手当の見直し

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 1 歳出の適正化
    - ① 予算執行等の見直し

**取組の背景** 本市の特殊勤務手当は第4次行政改革以降に8種類の手当が廃止され現在6種類が規定されている

- ・ 現在残る特殊勤務手当
 

徴収手当	汚物処理手当
感染症等防疫手当	医師手当
保護指導手当	水道業務手当

**取組の概要** 全ての特殊勤務手当を点検し、廃止を含めて見直しを行う

- ・ 特殊勤務手当制度の趣旨、業務の内容を踏まえつつ制度運用の適正化を図る。
- ・ 給料で措置されている本来業務との兼ね合い、客観的認識による妥当性等の観点から全ての特殊勤務手当を点検し、廃止を含めて見直す。

## 年度別実施計画

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
検討				1種類以上の見直し
	□ □			



# 市民税の未申告調査の強化

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 2 歳入の確保
- ① 税の公平性の確保

**取組の背景** 公平公正な税負担の確保を図る必要がある

- ・ 個人市民税  
毎年9月に未申告者を抽出。未申告者あて申告推進通知を発送
- ・ 法人市民税  
毎年11月に未申告法人を調査。県税事務所に未申告法人について照会実施。登記簿確認

**取組の概要** 効果的な調査方法を策定し、調査を実施する

- ・ 調査方法について、効果的な調査方法を策定する。
- ・ 策定した調査方法に基づき調査を実施する。
- ・ 随時、調査方法等についての効果検証及び見直しを行う。
- ・ 国税・県税との連携を強化する。

年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
調査方法の策定	策定した調査方法による調査 効果検証と見直し		

# 滞納者への行政サービスの制限

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持  
 2 歳入の確保  
 ① 税の公平性の確保

**取組の背景** 納税に関して市民の理解と信頼を得るためには、特別な理由もなく市税等を納めない一方で、市の行政サービスを利用できるという不公平な現状を解決する必要がある

・ 現在も市営住宅の入居や各課で行っている各種助成制度等において、市税の完納を要件に定めることにより、滞納者への行政サービスの制限をおこなっている。

※障害者や生活困窮者等への福祉サービスの制限は適当でないとの判断から現在は実施していない。

**取組の概要** 現在行っている滞納者への行政サービス制限を見直し、拡張できるものがないか検討する

・ 庁内各課へ対象となる行政サービスがないか照会等を行う。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
検討開始	実施 □ □	→	

# 施設使用料等の見直し

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持  
 2 歳入の確保  
 ② 受益と負担の適正化

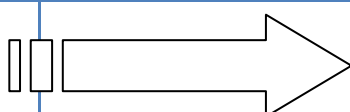
**取組の背景** 施設使用料等に基準が存在しないため、施設ごとの使用料水準等に関きがある

- ・施設使用料等に基準が存在せず、施設建設時等の議論でそれぞれの使用料が決定される。
- ・消費税改定時には適正な負担の転嫁が求められるが、独立採算で施設使用料等を定めていないため転嫁すべき金額の算定が難しい。

**取組の概要** 施設使用料設定のための基準を作成し、各施設において改定を行う  
 減免基準の見直しを行う

- ・他市の先進事例等を研究し、施設目的ごとの負担率等を検討する。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
見直し基準の検討	見直し基準の策定	見直し実施 消費税改定対応	

# 市有財産使用・貸付料の見直し

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持  
 2 歳入の確保  
 ② 受益と負担の適正化

**取組の背景** 財産使用料・貸付料等の取り扱いに差が見られるが、財産使用は長期に亘ることが多く従来からの取り扱いを個別に見直すことが難しかった

- ・道路等に立つ電柱等の使用料を免除している例が散見される。（従来は法定外公共物（里道、水路等）の管理者の関係で徴収が難しいとの判断があった可能性がある。）
- ・その他の市有財産の使用・貸付・減免等の状況もあわせて調査する。

**取組の概要** 全庁的に市有財産への使用・貸付等の状況を調査する現状の減免状況等を調査し、必要があれば適正化する

- ・行政財産・普通財産の別に使用・貸付の状況調査を行う。
- ・あわせて、使用料・貸付料の算定方法、減免状況を調査する。
- ・減免状況等の差異に合理的な理由のないものは、条例・要綱等に基づいた適正化を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
全庁調査 調査結果の分析	適正化の検討、実施		

# 国民健康保険税の税率・税額の改定

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持  
 2 歳入の確保  
 ② 受益と負担の適正化

**取組の背景** 保険税の負担緩和を図るため、一般会計からの赤字補てんとしての繰入金を受け続けており、保険事業の健全な運営の確保が求められている

- ・平成30年度の国民健康保険制度の見直しにより、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となる。
- ・その際、各市町は医療費に応じた納付金を納めることになるが、この見直しにあわせて、県から納付金の支払いに応じた標準保険税率が提示、公表され、それを参考に各市町の条例で保険税率を定める必要がある。

**取組の概要** 適正な国民健康保険税の税率・税額を検討し、改定する。

- ・市国民健康保険運営協議会に諮問し、運営協議会での検討、協議、答申を踏まえ、市税賦課徴収条例の改正案を議会に提出する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
保険税率改定の検討	保険税率改定	保険税率改定の検討	保険税率改定

# 道路照明灯LED化に伴う受益者負担

**基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持  
 2 歳入の確保  
 ② 受益と負担の適正化

**取組の背景** 平成28年度までに、道路照明灯をLED化し、平成29年度からの地元負担を導入した

- ・平成27年度 LED街路照明導入調査 対象範囲：市内全域 地元負担導入検討委員会（5回開催）
- 平成28年度 LEDリースに伴う債務負担行為設定（～平成38年度まで） 道路照明灯（水銀灯等）取替

**取組の概要** 地元負担率を検討し、改定する。

- ・当初導入から平成32年度まで毎年5%ずつ負担率を上昇させている。
- ・平成33年度以降の負担率については平成31～32年度で検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
地元負担の導入 (10%)	地元負担(15%)	地元負担(20%) 道路照明灯地元負担導入検討委員会において 地元負担率の見直し	地元負担(25%) 地元負担率見直しに伴う 地元説明会

# 広告収入による財源確保等の検討

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 2 歳入の確保
    - ③ 新たな財源の確保



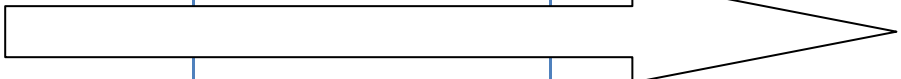
**取組の背景** 平成28年度に市庁舎市民ホールにおける広告付き案内板及びデジタルサイネージ設置の検討を行い、導入した

- ・プロポーザルの実施 3者参加

**取組の概要** 他施設等への事業展開を推進する

- ・敦賀病院、総合運動公園、各公民館などへ事業展開を推進する。
- ・広報つるがやホームページ、事業用封筒など広告媒体を検討し、事業を実施する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
他施設への展開 他媒体の検討	 		

# 市有財産の貸付・売却等の推進

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 2 歳入の確保
  - ③ 新たな財源の確保

**取組の背景** 利用勝手のよくない土地（地下埋設物のありうる土地、急傾斜地の隣地、郊外地等）が処分できずに現有している

- ・ 今後、公共施設等総合管理計画の進展により、建物が除却された後の未利用地が増加する見込み。
- ・ 例年 1 回ないし 2 回の一般競争入札を実施している。  
売却対象：毎回 3～5 区画 成約：毎回 0～3 区画
- ・ 行政財産として利用している土地・建物は所管課が管理し、普通財産は一元的に契約管理課が管理している。

**取組の概要** 市有資産利活用研究会（仮称）を新規に設置し、民間専門職の参画を図りながら市有財産の利活用等を展開する

- ・ 毎年度「土地台帳の整備→研究会での検討→入札による売却または利活用の実施」のサイクルを運用し、市有地の削減及び歳入増加を図る。

## 年度別実施計画

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
現有財産の入札 土地台帳の整備 研究会の設置 利活用の検討・実施	現有財産の入札 土地台帳の整備 研究会の運営 利活用の検討・実施	現有財産の入札 土地台帳の整備 研究会の運営 利活用の検討・実施	現有財産の入札 土地台帳の整備 研究会の運営 利活用の検討・実施



# クラウドファンディングの導入検討

- 基本方針Ⅱ** 財政の健全性の維持
- 2 歳入の確保
    - ③ 新たな財源の確保

**取組の背景** 地域経済の停滞、人口減少等の影響により、地方税収等の減少傾向が進む一方、社会保障関係経費、老朽化施設の修繕等、経常経費の増加が続き、財政運営は厳しい

- ・財源確保のひとつの方法としてクラウドファンディングを導入する自治体が増えてきた。
- ・福井県内においても鯖江市、越前市、小浜市等が導入し活用している。

**取組の概要** クラウドファンディング活用等を検討する

- ・本市に適したファンディング方法（寄附型、購入型等）の検討。
- ・ファンディング活用に適した事業（目的・理由、基準等）の検討。
- ・ファンディング活用手順（募集・予算措置等）の検討

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
関係各課による検討	実施可能な事業から募集 		

# 職員の定員管理の実施

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
    - ① 組織体制の整備

**取組の背景** 条例定数と実際の職員数が乖離している  
中長期的な職員数の管理目標がない

- ・人口減少・少子高齢化社会を迎え、中長期的な視点で職員数を管理する必要がある。

**取組の概要** 定員管理計画を策定し、職員の定数管理を行う

- ・総務省による調査等を活用し、類似団体・県内他市との比較、委託可能性等も含めた検討を行う。
- ・効果的な事務執行体制を構築するため、正規職員と非常勤等職員の人員構成等についても検討を行い、定員管理計画を策定する。
- ・総合計画・中期財政計画等の各種計画や委託化、事務集約化等を踏まえ、職員定数の管理を行う。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
計画策定	定数管理実施		
	□ □		

# 人事考課結果の処遇反映

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
    - ① 組織体制の整備

**取組の背景** 勤務成績に基づき給与を適正配分する必要がある

・現在、懲戒処分等に対する勤勉手当成績率への反映、昇格試験における能力評価結果の活用、外部講師を招いての評価者訓練の実施は行っている。

**取組の概要** 前年度の勤務成績を翌年度の勤勉手当に反映させる

・面談を通じ、評価結果を伝えるとともに、「良い点（さらに伸ばすべき点）」、「改善を要する点」を話し合うことにより、人材育成につなげる。

## 年度別実施計画

	平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
実施	□ □			

# 行政課題に対応した職員研修の充実

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
    - ② 研修の充実

**取組の背景** 団塊世代等の大量退職による若手職員の増加により、部下指導力が低下している

- ・ 職員の資質向上を図るため、従来の職員研修の枠組みを見直す。

**取組の概要** 研修計画の策定を行う

- ・ どのような職員を育てるのか、基本イメージを人材育成方針として整備し方針に基づいた研修計画を策定する。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
内部検討	計画策定	実施	

# 情報セキュリティ教育の充実

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 1 職員定員の適正化・能力実績評価の確立、人材育成の推進
    - ② 研修の充実

**取組の背景** 職員向けの情報セキュリティ教育が徹底されていない

- ・職員の特定期間に関する教育不足。

**取組の概要** 情報セキュリティ及び特定個人情報等に関する研修を行う

- ・e-learning や情報管理課職員による情報セキュリティ及び特定個人情報に関する研修の実施。
- ・情報管理課職員によるソーシャルネットワーキングサービス（SNS）研修の実施。
- ・年1回全職員定期実施を目標とする。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
効果的な研修の継続実施	□ □	→	

# 上下水道窓口業務等の包括的委託

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 現状は検針業務のみ委託しているが窓口等の業務は市の職員で行っている

・市民サービス及び業務品質の向上を図るとともに、職員の適正配置、上下水道料金の収納率向上等による経営の効率化を図る。

**取組の概要** 平成30年度から窓口業務等の包括的委託を行う

・平成29年度に公募型プロポーザルにより業者選定し契約を行う。  
 ・委託業者による水道料金センター（仮）を開設し、上下水道利用者の窓口、電話対応、メーター検針、料金賦課・徴収、滞納整理、給水停止等の業務を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
業者選定 契約 事務引継	委託開始		
	□ □	▶	

# 市営住宅管理業務の民間委託

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 年間約700件の苦情・相談業務を受けており、休日夜間も班体制を組み、職員が待機当番業務を行っている

- ・市営住宅入居者からの修繕依頼や退去確認時の立会の際、事務職と技術職で現地確認を行っているため、他の業務に支障をきたしている。

**取組の概要** 公営住宅法の規定の中で民間委託が可能な業務を洗い出し、委託可能性等を調査する

- ・公営住宅法における市で行うべき業務と民間委託が可能な業務の精査、確認を行う。
- ・当該業務を受託可能な業者、団体の調査を行う。
- ・委託化することにより確保される時間を、入居者との移転交渉等に充て、市営住宅管理戸数の削減に取り組む。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
委託可能な業務の精査 受託業者等の調査 委託料の算出	委託業務開始		

# 畜犬登録等業務の全面委託

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 狂犬病予防法に基づく各種業務を専門的な知識と経験を有する法人等に全面委託し、畜犬登録数及び予防接種率の向上を図る

・予防接種業務の一部を福井県獣医師会に委託しているが、集合注射、未接種の犬の所有者への啓発等は市の職員が行っている。

平成27年度末現在の敦賀市の状況

畜犬登録数 2,938頭

予防注射接種率 72.7%

※既に一般社団法人に委託している越前市は予防注射接種率 82.9% (H27年度)

**取組の概要** 平成29年度から段階的に委託し、平成30年度からの全面委託を目指す

- ・狂犬病予防法に基づく畜犬登録業務、狂犬病予防注射業務、周知啓発業務等を全面委託する。
- ・平成29年度は一部業務（啓発）を委託する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
啓発委託	全面委託		
	□ □		



# 環境マネジメントシステムの強化

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 地球温暖化対策における温室効果ガスの排出量削減に対し、各自治体においても目標達成に向け、率先した取組の実施が求められている

- ・ 市政運営の中で環境保全に関する取組をより一層強化するとともに、職員一人ひとりの環境意識を高めるため「環境マネジメントシステム」を確立し、PDCAサイクルによる運用を既に行っている。
- ・ この環境マネジメントシステムの運用をさらに強化することで、環境保全を推進し、職員の意識向上を図る。

**取組の概要** 温室効果ガスの削減等環境に配慮した取組を行うため、部局を横断した全庁的な取組を強化する

- ・ ① 残業時間の間引き消灯を行う。(各課と連携)
- ・ ② 市有施設の照明のLED化を図る。(財政課、契約管理課、住宅政策課、教育政策課及び施設所管課と連携)
- ・ ③ 市公用車についてエコカーの導入を推進する。(契約管理課及び公用車所管課と連携)
- ・ ④ 公文書の廃棄について、リサイクル業者に溶融処理の委託を検討する。(総務課と連携)

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
①実施	①実施	①実施	①実施
②現状把握	②LED化実施	②検証	②その他照明への検討
③購入予定課への依頼	③エコカー導入	③エコカー導入	③エコカー導入
④協議	④協議	④協議	④協議

# 一般廃棄物臨時収集手数料徴収業務の全面委託

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 収集業務は委託しているが、戸別収集に係る手数料徴収は市が行っている

- ・戸別収集は、申し込みがあった一般家庭を訪問して粗大ごみ等の廃棄物を収集し、その際に手数料を徴収している。
- ・収集業務は委託しているが手数料徴収を委託していないため、収集の際は市職員が同行し、徴収を行っている。

**取組の概要** 現在、職員が同行し行っている手数料徴収を戸別収集業務の受託事業者に委託する

- ・平成29年度に他市町先進事例の研究等を行い、平成30年度から委託を予定する。  
(委託方法の検討、条例・規則等の改正、調定・収納方法の確認 等)

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
検討開始	委託開始		
	□ □	→	

# 衛生処理場管理運営の見直し

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 現在清掃技術職員 2 名が運転管理を行っているが、今後 10 年以内に定年を迎える予定であり、同職種の補充は難しい状況にある

・運転管理を行う職員が 2 名しかいない中、施設の供用開始後 14 年が経過し設備機器の老朽化による修繕等が増加し、職員が休暇をとることも難しい状況にある。

**取組の概要** 施設の延命化計画を策定し、施設の改修等を行った上で近い将来の指定管理者制度の導入若しくは民間委託の方向性を検討する

- ・平成 29 年度から 5 年間の施設延命化計画を策定し、経費節減に取り組む体制の確立を図る。
- ・施設の改修等の終了にあわせた平成 34 年度からの管理運営の見直しを検討する委員会を立ち上げる。

## 年度別実施計画

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
調査 資料収集	資料作成 検討開始	検討委員会の設立	検討委員会での検討結果の実施 (指定管理者制度導入 若しくは民間委託等)

# 駅前駐車場・駐輪場への指定管理者制度の導入

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 現在の駅前駐車場・駐輪場については一部業務委託を行っている

・敦賀駅西地区の土地活用エリアについて、民間資本を活用した整備の可能性を検討するため、サウンディング型市場調査を実施している。


現状

- ・仮駅前駐車場（都市政策課で管理）
- ・自転車駐輪場（生活安全課で管理）

**取組の概要** 駅西地区の整備計画の中で駐車場・駐輪場の整備を検討し、運営主体についても決定する

- ・現在の仮駅前駐車場・駐輪場は駅西地区の整備状況により再整備する予定。
- ・新たな駐車場整備において、駐輪場の併設等を検討し、一体的な指定管理の導入が可能か検討する。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
駐車場・駐輪場の運営主体等の検討	駐車場・駐輪場の整備	供用開始	

# 休日急患センターの在り方検討

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ① 事業執行・施設管理方法等の検討

**取組の背景** 高齢化が急速化する中、地域包括ケアシステムの構築や地域医療構想の実現に向け、医療職の需要が増大する一方、敦賀市における医療人材の不足が深刻化している

- ・ 休日急患センターの執務者の状況
  - 小児科医：大学病院からの派遣に依存
  - 薬剤師：嶺南地域全域に依頼（敦賀病院、市薬剤師会、市外病院や薬局の勤務薬剤師）
  - 内科医：市内開業医で執務しているが、在宅医療の需要が増大

**取組の概要** 休日急患センター等を含む検討会を設けて、休日の一次救急体制の在り方について協議する

- ・ 敦賀市の医療を取り巻く現状を委員間で共有する。
- ・ 現状を踏まえた上で、今後の休日の一次救急の在り方について協議する。

（委員予定）

医師会、歯科医師会、薬剤師会、市立敦賀病院、敦賀医療センター、泉ヶ丘病院等

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
協議			協議結果の反映
□ □	→		

## 部内応援体制の運用促進

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ② 業務効率化等の推進

**取組の背景** 現状においても、各部長の指示により所属部内での繁閑に応じた職員配置が可能であるが実際にはほとんど運用されていない

- ・繁忙期等の業務に適切に対応できるよう、課を越えた職員の相互応援体制を構築し、職員の負担軽減を図るとともに、人員配置の適正化を図る。

**取組の概要** 課ごとの年間業務を把握し、繁閑差のある課については積極的に部内で職員を融通させる体制を整える

- ・臨時職員については総務課で管理し、繁忙部署に振り分けるなどの相互応援体制のあり方について検討する。

### 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
内部検討	実施		

# 事務決裁規程の見直し

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築  
 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化  
 ② 業務効率化等の推進

**取組の背景** 現行の事務決裁規程では合議が多く存在するため決裁に時間が必要となっている

- ・ 予算編成時期などの繁忙期では部長等が不在のため決裁待ちによる事務の停滞が発生している。
- ・ 本市の旅行命令は県外旅行か県内旅行かで決裁区分を分けているが、他市では宿泊の有無で分けているところもある。

**取組の概要** 合議範囲等を見直し意思決定の迅速化を図る

- ・ 現行の事務決裁規程における合議の必要性を検証し、必要な見直しを行う。
- ・ 財務の決裁金額部分の妥当性もあわせて検討する。
- ・ 課内回覧文書等、簡易な決裁の電子化等を検討する。

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
検討開始	規程の改正	実施	

# 予算計上方法等の検討

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ② 業務効率化等の推進

**取組の背景** 各所属において、同様の事務をそれぞれの担当が執行していることにより、ミスの発生機会の増加、チェックの煩雑さを招いている

・ H 2 8 年度当初予算（一般会計）

給料・職員手当等	707科目	約35億円
郵便料	122事業	約42百万円
有料道路使用料	118事業	約4百万円
消耗品費（コピー等用紙代）	112事業	約17百万円

※それぞれとりまとめ課が実績等を原課に通知し、これに基づき原課が予算執行等を行っている。

**取組の概要** 庁内各課に亘る予算事務について一元化・集約化の検討を行う

- ・平成29年度当初予算において給料等の総務課一括計上を行った。
- ・その他の経費についても、総務課・契約管理課等で予算計上が可能かどうかの検討を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
人件費予算の総務課一括計上	他の経費の一元化・集約化の検討		



# 公用車集中管理の拡大

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化

② 業務効率化等の推進

**取組の背景** 公用車の管理については車検や点検等の定例的な業務が多い

・従来は自動車運転手等の職員が行ってきたが、定年等により職員数が減少している。

※現状の公用車台数

契約管理課所管公用車（集中管理車）： 34台

契約管理課以外所管公用車 : 116台

**取組の概要** 車検やメンテナンス、軽微な修繕等を包括的に業務委託する

・まず契約管理課所管の公用車34台程度の包括委託を進め、契約管理課以外が所管する公用車（特殊車両を除く）についても包括委託の検討を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
契約管理課所管の集中管理車の包括委託の検討	集中管理車の包括委託の実施  他公用車の包括委託の検討	他公用車の包括委託の実施	

# 催告書等文書発送業務の集約化

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ② 業務効率化等の推進


**取組の背景** 市税等の催告書は集約して送付しているが、その他の介護保険料、保育料等においてはそれぞれの担当課で送付している

- ・ 催告書年3回発送（4月・10月・2月）
- 市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・法人市民税・国民健康保険税）、後期高齢者医療保険料
- 職員4名が担当地区別に分担し臨時職員4名が封筒詰め、グラム仕分け等発送作業を補助

**取組の概要** 文書発送業務の集約化を検討し、実施する

- ・ 集約化について各課と検討を進める。
- ・ 民間委託も視野に入れ、業務量の年間平準化等の検討も行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
集約化の検討	関係課との協議	実施 民間委託の検討 	

# 支払い事務の効率化

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
- ② 業務効率化等の推進

**取組の背景** 定例的な支払いに多くの事務負担がかかっている

- ・支払い事務の効率化により、各課及び会計課の事務負担の軽減が図られる。
- ・口座振替・引落しの導入により人的ミスの軽減及びコスト削減が図られる。

**取組の概要** 支払い方法を口座振替等に変更することで領収書の貼付及び各課での伝票作成などの事務負担の軽減を図る

- ・郵便料金は納付書払いを口座振替払いに変更する。
- ・電気、電話、NHK受信料は各業者から支払データの転送を受け口座引落への変更を検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
可能なものから順次 実施 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

# 庶務事務システムの導入

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
    - ③ システム化等による業務量の削減

**取組の背景** 年休等の休暇管理、超勤管理、出勤簿管理等は各課が紙媒体で事務を行い、総務課へ提出している

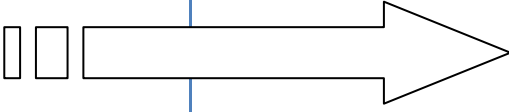
- ・各課で行っている庶務事務をシステム化し職員負担の軽減、人員配置の適正化を図る。

**取組の概要** 庶務事務システムを導入する

- ・併せてノー残業デーの徹底をはじめ、超過勤務命令の厳格化を図り、超過勤務に対する意識改革を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
内部検討	システム構築	導入	



# 税基幹システムの刷新

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
  - ③ システム化等による業務量の削減


**取組の背景** 導入から15年以上が経過したシステムを使用しており、最新の地方税電子申告システム（eLTAX）との連携等に不具合が生じている

- ・各種帳票は情報管理課に依頼して出力している。（税務課で打ち出し等ができない）
- ・地方税電子申告システム（eLTAX）の利用は申告受付のみで、データ入力は手入力による。

**取組の概要** 新たな税基幹システムを導入する

- ・新システムによる打ち出し帳票を現状の業務に即した形に整理する。
- ・地方税電子申告システム（eLTAX）との連携により、職員によるデータ入力の業務量を削減する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
内部検討 (帳票等の確認)	システム構築 (データ移行・点検)	システム導入 (稼働状況の確認及び 問題点の抽出)	

# 業務システムの最適化

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 2 業務の委託・集約等による業務執行の効率化
    - ③ システム化等による業務量の削減

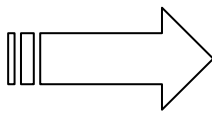
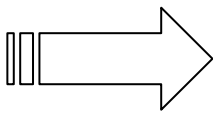
**取組の背景** ホストコンピュータで運用していた住民情報システムを新システムに移行している  
平成30年度末に移行終了を予定している

- ・住民情報システムを新システムに移行し、敦賀市独自開発のシステム等も新システムへ移行することにより、ホストコンピュータを廃止し、運用経費を削減する。

**取組の概要** 将来的なホストコンピュータの廃止を視野に入れながら業務システムの最適化を図る

- ・現在継続中の新住民情報システムの整備を支障なく進捗させる。
- ・新システムへの移行計画が決定されていないものについて対応を行う。
- ・敦賀市独自で開発したシステム資産の洗い出しを行い、移行方針を確定し対応する。
- ・ホストコンピュータ廃止後の自治体クラウドへの参加等についても検討を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
システム開発・移行等		ホストコンピュータ 廃止	
その他システム等の 洗い出し 移行方針の検討 移行作業実施		自治体クラウドやシス テム運用委託等の検討	

# 男女共同参画における市民参画の推進

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築  
 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進  
 ① 市民協働・参画の推進

**取組の背景** 本市の各種審議会、委員会等委員における女性の登用率は県内他市に比べて低い

- ・敦賀市の各種審議会、委員会等委員における女性登用率 23.8%（H28年4月現在※前年と同じ数値）  
 （平成27年4月現在 県内の状況）  
 福井市 32.6%、鯖江市 32.6%、越前市 32.4%、勝山市 29.8%  
 小浜市 29.7%、坂井市 29.6%、あわら市 26.9%、大野市 22.9%

**取組の概要** 政策過程における市民参画の推進のため、審議会等における女性の割合に数値目標を設定する

- ・庁議等において各部局長へ協力を促す。
- ・本市における男女共同参画推進のための取組の実施状況を明らかにする。
- ・男女共同参画推進のための啓発事業（講座・研修会、広報誌掲載）を実施する。
- ・男女共同参画推進団体「つるが男女共同参画ネットワーク」の運営を支援する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
審議会における女性の割合 25%	審議会における女性の割合 26%	審議会における女性の割合 28%	審議会における女性の割合 30% （第3次つるが男女共同参画プラン最終年度目標数値）

# 民間による市民活動支援組織の育成

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ① 市民協働・参画の推進

**取組の背景** 本市では平成18年4月に市民活動支援室を設置したが、民間の中間支援組織がない

- ・ 中間支援組織設立の要望はあるが、自ら設立したいという動きはない

**取組の概要** NPO等、市民活動団体の活動を支援する民間の中間支援組織を育成する

- ・ 市民活動への理解や関心を高める研修会（市民活動推進研修会）を開催する。
- ・ 市民活動団体等の連携を支援する。（市民活動フェスタへの支援）
- ・ 市内NPO法人とともに中間支援組織設立に向けた研究を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
市内NPO法人との協議 (市内NPO法人への投げかけ)	中間支援組織設立計画の作成	中間支援組織設立準備委員会発足	組織発足



# 公園・緑地等における自主管理協定制度の導入

**基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築  
 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進  
 ① 市民協働・参画の推進

**取組の背景** 平成24年度から自主管理協定制度を導入し、現在6団体・8公園について自主管理協定を締結している

- ・公園除草・清掃作業等の回数に限界がある。
- |         |           |     |
|---------|-----------|-----|
| 除草・清掃回数 | 総合公園、近隣公園 | 年3回 |
|         | 広場公園      | 年6回 |
|         | 街区公園、児童公園 | 年2回 |
|         | その他の公園    | 年1回 |

**取組の概要** 地元自治会等との協議を行い、自主管理協定を締結する

- ・地元自治会等への広報・説明を行う。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
新規に1団体と協定を締結	新規に1団体と協定を締結	新規に1団体と協定を締結	新規に1団体と協定を締結

# 新庁舎建設時における総合窓口の検討

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ② 市民の利便性の向上

**取組の背景** 現庁舎では転入等の住所異動があると市民課の手続き後に他の部署へ出向く必要がある

- ・小学生と乳幼児の子どもがいる自営業（国民健康保険加入者）の家族が転入した場合
  - ①市民課で転入届け → ②児童家庭課で子ども関係の手続き → ③国保年金課で保険の手続き → ④教育委員会で学校の手続き（防災ラジオの貸与、ごみ関係の案内、広報配付等は市民課窓口で行っている。）

**取組の概要** 新庁舎に総合窓口を設置するため、詳細を検討する

- ・新庁舎建設にあわせて1階フロアの課の適正配置を行う。
- ・簡便な事務は総合窓口で完結できるように検討する。
- ・別途作成する予定の庁舎整備基本計画に計上することを目指す。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
	基本計画計上		
業務内容等の把握 レイアウトの検討 総合窓口移管業務の 検討	□ □	→	

# 児童クラブ再編の検討

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ② 市民の利便性の向上

**取組の背景** 現在16箇所を運営しているが、利用希望者が多く手狭になっているクラブがある実施場所も様々で、耐震補強が未実施の施設もある

- ・今後も核家族、共働き世帯の増加による利用希望の増加が見込まれる。
- ・利用人口の地域的な推移やバランスを見ながら施設の老朽化等も考慮し、児童の安全な居場所づくりのための検討が必要である。

**取組の概要** 児童クラブの再編計画案を作成する

- ・現施設の利用者数・出生数等の推移から現状分析・将来予測等を行う。
- ・第2次子ども・子育て支援事業計画（平成32年～36年度）策定のためのニーズ調査等を平成30年度に行う予定であり、結果を踏まえ再編計画を検討する。

## 年度別実施計画

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
現状分析		再編計画検討	再編計画案作成	外部評価等
将来予測				

# コミュニティバス運行ルート等の見直し

基本方針Ⅲ 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築

3 市民本位の視点に立った行政運営の推進

② 市民の利便性の向上

**取組の背景** 現在収支率の低い路線や利用者の少ない路線が存在し、一部利用者ニーズに即していない部分があるため、効率化と利便性の向上が求められている

- ・コミュニティバスを運行する山間部においては、停留所と集落の距離が遠くバス利用が困難な集落が存在することから、今後さらなる高齢化を迎えるにあたり、バスの集落内乗り入れを可能とする要望が多い。

**取組の概要** コミュニティバス、ぐるっと敦賀周遊バスの路線及びダイヤ、運行方法等の見直しを実施する

- ・平成28年度に作成した「敦賀市コミュニティバス再編計画」をもとに、平成29年10月に試験運行を実施し、検証の後、平成30年10月に本運行を開始する。
- ・ぐるっと敦賀周遊バスは観光客のニーズを捉えた路線の見直しを検討する。
- ・コミュニティバス、ぐるっと敦賀周遊バスともにICカード乗車券（ICOCA）の導入を検討する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
路線改正試行	本運行 各種検討		
	□ □	▶	

# ホームページの充実

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ③ 市民への情報発信の充実

**取組の背景** ホームページ掲載内容に分かりづらいものがある

- ・ホームページ作成ガイドラインが職員に周知されていない。
- ・ホームページを作成する職員の習熟度に差がある。

**取組の概要** より分かりやすい情報提供を行うため、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成を職員に周知する

- ・ホームページ掲載内容の点検、問題点の抽出。
- ・ホームページ作成ガイドラインの見直し。
- ・職員研修によるガイドラインの周知徹底。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
職員向け研修の実施 (年2回)	職員向け研修の実施 (年2回)  ホームページリニューアルの検討	職員向け研修の実施 (年2回)  ホームページリニューアルの検討と実施 ガイドラインの見直し	職員向け研修の実施と ガイドラインの周知徹底 (年2回)

# 広報活動の充実

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ③ 市民への情報発信の充実


**取組の背景** 広報媒体について、定期的に評価・改善をする仕組みが十分でない

・ 広報紙や行政チャンネルなどの市の広報媒体について、市民の利用状況やどういった情報に関心が高いのか把握が十分でない。

**取組の概要** 広報に関する市民アンケートを実施し、広報活動の見直し等を検討する

・ 広報活動への市民の評価を知り、市民の意見を反映する。

## 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
市民アンケートの実施 結果の公表と改善の 実施	アンケート結果を踏ま えた改善の仕組みを構 築	継続して実施  	

# 図書館の在り方検討

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ③ 市民への情報発信の充実

**取組の背景** 平成3年8月に完成した図書館は築25年を経過しており、長寿命化のためには近い将来に大規模改修が必要になる

- ・ 1階が一般コーナー、2階が児童コーナーとなっており、開架コーナーが分散している。
- ・ 閉架書庫の容量が限界にきている。
- ・ 書棚が高く、照明が暗い。
- ・ 総合計画等において図書館をまちづくり拠点として位置づけた。

## 取組の概要 図書館の有効活用検討会議を実施する

- ・ 研修室の利用促進。(利用制限の緩和の検討)
- ・ 図書館建物の機能向上の検討
  - 図書館内の動線の見直し
  - 床壁・書棚等の耐久性・耐震能力の向上
  - 空調・照明・トイレ等の設備の機能向上
- ・ 3階に設置している視聴覚コーナーの在り方の検討

### 年度別実施計画

平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
有効活用検討会議を開催し検討			
□ □			

# 館蔵資料データベース公開の促進と改善

- 基本方針Ⅲ** 市民サービスの向上と効率性を両立させた行政運営の構築
- 3 市民本位の視点に立った行政運営の推進
- ③ 市民への情報発信の充実

**取組の背景** 館蔵資料のデータベースを公開しているが、限られたシステム環境でないと閲覧できない

- ・現在の館蔵資料データベースが旧式化している。
- ・館蔵資料のうち古写真等活用依頼が多く、貸出に関する職員の事務負担が重い。

**取組の概要** 新たな館蔵資料等の公開システムの構築を検討する

- ・博物館資料だけではなく、庁内他部署や市民が資料データを自由に活用できるシステムの構築を検討する。
- ・資料のデジタルデータ化の推進
- ・資料データの分類等データベース構築手法の検討
- ・公開システムの検討・導入

## 年度別実施計画

平成 2 9 年	平成 3 0 年	平成 3 1 年	平成 3 2 年
資料のデータ化 データベース構築手法 の確定 公開システムの確定 公開・活用ルールの 策定	資料のデータ化 データベース構築 公開システムの運用	資料のデータ化 データベース追加 公開システムの運用	